

岩手県告示第695号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第3項の規定により、岩手県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）の住所及び事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

センターの名称	住所及び事務所の所在地	
	変更前	変更後
社団法人岩手県農業公社	盛岡市菜園一丁目7番23号	盛岡市神明町7番5号